

新型コロナウイルス感染症対策自宅療養者配食サービスについて

愛知県では新型コロナウイルス感染症の軽症者等については、医師の判断により宿泊療養施設への入所又は自宅療養となりますが、自宅療養者が外出することなく自宅療養に専念してもらうため、食事支援サービスを実施しています（2020年9月1日サービス開始。）。

1 事業の概要

① 配食サービスの内容

弁当・飲料を1食分とし、1日3食分を自宅療養期間が終了するまで利用者のご自宅に毎日宅配します。

② 対象者

愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く。）に在住する新型コロナウイルス感染症の軽症者等（無症状者または軽症者）で自宅療養をする者のうち、食事の提供を希望する者。

※対象となる方へは保健所から連絡いたします。

③ 費用負担

利用者本人の費用負担はありません。

④ 利用方法

新型コロナウイルス感染症により自宅療養される方に対して、保健所が利用希望の有無を伺いますので、その際に希望する旨お伝えください。

2 留意事項

① 利用に当たっては、配食サービスのために、県が委託業者に個人情報を提供することについて、同意書を提出していただく必要があります。

提出方法については保健所職員から別途御案内いたします。

② 利用者から保健所に申出があった2日後から宅配が開始されます。

（例1）月曜日に申出があった場合は水曜日から宅配が開始されます。

（例2）土曜日に申出があった場合は月曜日から宅配が開始されます。

3 お問い合わせ先

保健所名	電話番号	所管区域
瀬戸保健所	0561-82-2196	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
春日井保健所	0568-31-2188	春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡
清須保健所	052-401-2100	稲沢市、清須市、北名古屋市、西春日井郡
津島保健所	0567-26-4137	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
半田保健所	0569-21-3341	半田市、知多郡
知多保健所	0562-32-6211	常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4778	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241	西尾市、額田郡
新城保健所	0536-22-2203	新城市、北設楽郡
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市